○福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例

（平成１９年１１月１６日
条例第２１号）

平成２０年　７月１３日条例第　９号
平成２１年　３月２７日条例第　１号
平成２１年　７月　４日条例第　５号
平成２２年　２月　５日条例第　１号
平成２２年　３月２６日条例第１０号
平成２３年　３月３０日条例第　１号
平成２４年　２月１７日条例第　１号
平成２４年　３月２７日条例第　２号
平成２５年　３月２８日条例第　１号
平成２６年　２月２０日条例第　１号
平成２６年　３月２７日条例第　２号
平成２７年　３月２７日条例第　１号
平成２８年　２月１９日条例第　１号
平成２８年　３月２５日条例第　２号
平成２９年　３月２４日条例第　１号
平成３０年　３月２３日条例第　１号
平成３０年　７月３１日条例第　２号
平成３１年　３月２９日条例第　２号
令和　２年　２月２５日条例第　４号
令和　２年　３月３１日条例第　５号
令和　２年　６月　１日条例第　６号
令和　３年　２月１３日条例第　１号
令和　４年　２月１７日条例第　１号
令和　５年　３月２７日条例第　１号
令和　６年　２月２０日条例第　１号
令和　６年１１月２２日条例第　５号
令和　８年　２月１３日条例第　４号
令和　８年　３月２４日条例第　５号

目次

第１章　福井県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療（第１条）
第２章　後期高齢者医療給付（第２条）
第３章　保健事業（第３条・第４条）
第４章　保険料（第５条－第２３条）
第５章　雑則（第２４条）
第６章　罰則（第２５条－第２９条）
附則

第１章　福井県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療

（福井県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療）

第１条　福井県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う後期高齢者医療については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第２章　後期高齢者医療給付

（葬祭費）

第２条　被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として、５万円を支給する。

第３章　保健事業

（保健事業）

第３条　広域連合は、被保険者の健康の保持増進のために保健事業を行う。

第４条　保健事業に関して必要な事項は、別にこれを定める。

第４章　保険料

（保険料の賦課額）

第５条　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号。以下「法」という。）第１０４条第２項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額は、被保険者につき算定した高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成１９年政令第３１８号。以下「令」という。）第１８条第１項第１号イの基礎賦課額及び同号ロの子ども・子育て支援納付金賦課額の合計額とする。

２　前項の基礎賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、法第９９条第２項に規定する被保険者（以下「被扶養者であった被保険者」という。）に係る基礎賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

３　第１項の子ども・子育て支援納付金賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、被扶養者であった被保険者に係る子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

４　第１項の基礎賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額に１００円未満の端数があるときは、これをそれぞれ切り捨てる。

（基礎賦課額の所得割額）

第６条　前条第２項の基礎賦課額の所得割額は、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３１４条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに令第７条第１項第１号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額（以下この条において「他の所得と区分して計算される所得の金額」という。）の合計額から地方税法第３１４条の２第２項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に第１号に掲げる額を第２号に掲げる額で除して得た率（以下この条、第８条及び第９条において「所得割率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前条、この条本文、次条から第１０条までの規定に基づき当該被保険者に係る保険料の基礎賦課額を算定するものとしたならば、当該基礎賦課額が、第１１条に定める基礎賦課額の限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成１９年厚生労働省令第１２９号。以下「施行規則」という。）第８３条の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

(1) 第１３条第３号に規定する所得割総額

(2) 被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）につき施行規則第８５条で定めるところにより算定した当該特定期間（法第１１６条第２項第１号に規定する特定期間をいう。以下同じ。）における各年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の合計額の見込額

２　前項の場合における地方税法第３１４条の２第１項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第３

１３条第９項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとして算定する。

３　第１項の所得割率に小数点以下第３位未満の端数があるときは、これを切り上げる。

（基礎賦課額の被保険者均等割額）

第７条　第５条第２項の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第１３条第３号に規定する被保険者均等割総額を当該特定期間における各年度の被保険者の合計数の合計数の見込数で除して得た額とする。

２　前項の被保険者均等割額に１０円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

（基礎賦課額の所得割率及び被保険者均等割額の適用）

第８条　第５条第２項の基礎賦課額の所得割率及び前条の規定により算定された被保険者均等割額は、広域連合の全区域にわたって均一とする。

（基礎賦課額の所得割率）

第９条　令和８年度及び令和９年度の基礎賦課額の所得割率は、１００分の１０．８３とする。

（平成２２条例１・平成２４条例１・平成２６条例１・平成２８条例１・平成３０条例１・一部改正・令和２条例４・一部改正・令和４条例１・一部改正・令和６条例〇・一部改正・令和８条例〇・一部改正）

（基礎賦課額の被保険者均等割額）

第１０条　令和８年度及び令和９年度の基礎賦課額の被保険者均等割額は、５万４，１４０円とする。

（平成２２条例１・平成２４条例１・平成２６条例１・平成２８条例１・平成３０条例１・一部改正・令和２条例４・一部改正・令和４条例１・一部改正・令和６条例〇・一部改正・令和８条例〇・一部改正）

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額）

第１０条の２　第５条第３項の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に第１号に掲げる額を第２号に掲げる額で除して得た率（以下この条、第１０条の４及び第１０条の５において「所得割率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、第５条、この条本文及び次条から第１０条の６までの規定に基づき当該被保険者に係る保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額を算定するものとしたならば、当該子ども・子育て支援納付金賦課額が、第１１条の２に定める子ども・子育て支援納付金賦課額の限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、施行規則第８６条の２の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

(1)　第１３条の２第２号に規定する所得割総額

(2)　被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）につき施行規則第８６条の３で定めるところにより算定した当該年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の見込額

２　前項の場合における地方税法第３１４条の２第１項に規定する総所得金額若し

くは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第３１３条第９項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとして算定する。

３　第１項の所得割率に小数点以下第３位未満の端数があるときは、これを切り上げる。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額）

第１０条の３　第５条第３項の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第１３条の２第２号に規定する被保険者均等割総額を当該年度の被保険者の合計数の見込み数で除して得た額とする。

２　前項の被保険者均等割額に１０円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率及び被保険者均等割額の適用）

第１０条の４　第５条第３項の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率及び前条の規定により算定された被保険者均等割額は、全区域にわたって均一とする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率）

第１０条の５　令和８年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率は、１００分の０．２６とする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額）

第１０条の６　令和８年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、１，３００円とする。

（基礎賦課額の賦課限度額）

第１１条　第５条第１項の基礎賦課額は、８５万円を超えることができない。

（平成２４条例１・平成２６条例１・平成３０条例１・一部改正・令和２条例５・一部改正・令和４条例１・一部改正・令和６条例〇・一部改正・令和８条例〇・一部改正）

（子ども・子育て支援納付金賦課額の賦課限度額）

第１１条の２　第５条第１項の子ども・子育て支援納付金賦課額は、２万１，０００円を超えることができない。

（賦課期日）

第１２条　保険料の賦課期日は、４月１日とする。

（基礎賦課総額）

第１３条　特定期間における各年度の法第１０４条第２項の規定により被保険者に対して課する保険料の基礎賦課額（第１５条又は第１６条に規定する基準に従い第５条から第１１条までの規定に基づき算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の合計額の合計額（以下「基礎賦課総額」という。）は、次のとおりとする。

(1) 基礎賦課総額は、特定期間における各年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額とする。

ア　療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額、法第７０条第３項（法第７４条第１０項、第７５条第７項及び第７６条第６項において準用する場合を含む。）及び第７８条第７項の規定による審査及び支払に関する事務の執行に要する費用（法第７０条第４項（法第７４条第１０項、第７５条第７項、第７６条第６項及び第７８条第８項において準用する場合を含む。）の規定による委託に要する費用を含む。）の額、財政安定化基金拠出金、法第１１７条第２項の規定による拠出金及び法第１２４条の２第１項の規定による出産育児支援金並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）の規定による流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用の額、法第１１６条第２項第１号に規定する基金事業借入金の償還に要する費用の額、保健事業に要する費用の額並びにその他の後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）の額の合計額

イ　法第９３条第１項及び第２項、第９６条並びに第９８条の規定による負担金、法第９５条の規定による調整交付金、法第１００条の規定による後期高齢者交付金、法第１１７条第１項の規定による交付金、法第１０２条及び第１０３条の規定による補助金並びにその他後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用及び子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を除く。）のための収入の額（法第９５条第２項に規定する子ども・子育て支援納付金の額の見込額の１２０分の１に相当する額を除く。）の合計額

(2) 前号の予定保険料収納率は、特定期間における各年度に賦課すべき基礎賦課額の合計額の合計額に占めるこれらの年度において収納が見込まれる基礎賦課額の合計額の合計額の割合として施行規則第８９条で定める基準に従い算定される率とする。

(3) 基礎賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額の４８分の５２に相当する額に、当該特定期間における各年度の被保険者の所得の平均額のすべての後期高齢者医療広域連合の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して施行規則第９０条に定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額とする。

（平成２１条例１・一部改正・令和６条例○・一部改正）

（子ども・子育て支援納付金賦課総額）

第１３条の２　法第１０４条第２項の規定により後期高齢者医療広域連合が被保険者に対して課する保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額（第１５条又は第１６条に規定する基準に従い第５条、第１０条の２から第１０条の６まで及び第１１条の２の規定に基づき算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の合計額（以下「子ども

・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、次のとおりとする。

(1)　子ども・子育て支援納付金賦課総額は、当該年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額を前条第１号の予定保険料収納率で除して得た額とする。

ア　子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額

イ　法第９５条の規定による調整交付金その他後期高齢者医療に要する費用（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用（同条第２項に規定する子ども・子育て支援納付金の納付に係る事務の執行に要する費用を除く。）に限る。）のための収入の額（同項に規定する負担対象総額の見込額の総額の１２分の１に相当する額を除く。）の合計額

(2)　子ども・子育て支援納付金賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額の４８分の５２に相当する額に、当該年度の当該後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の所得の平均額を全ての後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の所得の平均額で除して得た率（小数点以下１１位未満は四捨五入するものとする。）を乗じて得た額とする。

（賦課期日後において被保険者の資格取得又は喪失があった場合）

第１４条　保険料の賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合における当該被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者が資格を取得した日の属する月から月割をもって行う。

２　保険料の賦課期日後に被保険者の資格を喪失した場合における当該被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者が資格を喪失した日の属する月の前月まで月割をもって行う。

（所得の少ない者に係る保険料の減額）

第１５条　所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。

(1) 当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合には当該資格を取得した日とする。以下この条において同じ。）現在における被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第３１４条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得（令第１８条第５項第１号に規定する他の所得と区分して計算される所得をいう。以下この条において同じ。）の金額の合計額の当該世帯における合算額が地方税法第３１４条の２第２項に規定する金額を超えない世帯に属する被保険者当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に１０分の７を乗じて得た額

(2) 当該年度の保険料賦課期日において、前号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第３１４条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額

の当該世帯における合算額が同条第２項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に３１万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者　当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に１０分の５を乗じて得た額

(3) 当該年度の保険料賦課期日において、前２号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第３１４条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第２項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に５７万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者　当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に１０分の２を乗じて得た額

(4) 前各号の場合における地方税法第３１４条の２第１項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第３１３条第３項から第５項までの規定を適用せず、また、所得税法（昭和４０年法律第３３号）第５７条第１項、第３項又は第４項の規定の例によらないものとして計算する。

２　前項の規定により算定した額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（平成２１条例１・平成２６条例１・平成２７条例１・平成２８条例１・平成２９条例１・平成３０条例１・平成３１条例２・一部改正・令和６条例○・一部改正）

（被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額）

第１６条　被扶養者であった被保険者（前条第１項第１号、第２号及び第４号の規定による減額がされない被保険者に限る。）について、法第５２条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後２年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、広域連合の当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に１０分の５を乗じて得た額を控除して得た額とする。

２　前項の規定により算定した額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（平成２１条例１・平成３１条例２・一部改正）

（保険料の額の通知）

第１７条　保険料の額が定まったときは、広域連合長は、すみやかに、これを被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

（徴収猶予）

第１８条　広域連合長は、被保険者又は連帯納付義務者（法第１０８条第２項及び第３項の規定により保険料を連帯して納付する者をいう。以下この条及び次条において同じ。）が、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限

度として、６月（ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長１年）以内の期間を限って、その徴収を猶予することができる。

(1) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

(2) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が心身に重大な障害を受け、又は長期入院したこと、若しくは世帯主が死亡したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

(3) 被保険者又はその属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

(4) 被保険者又はその属する世帯の世帯主の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、広域連合長が特に必要があると認めたこと。

２　前項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする被保険者又は連帯納付義務者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、広域連合長に提出しなければならない。

(1) 被保険者及びその属する世帯の世帯主の氏名及び住所

(2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3) 徴収猶予を必要とする理由

３　第１項の規定により保険料の徴収の猶予を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を広域連合長に申告しなければならない。

（保険料の減免）

第１９条　広域連合長は、次の各号のいずれかに該当する被保険者又は連帯納付義務者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。

(1) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

(2) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が心身に重大な障害を受け、又は長期入院したこと、若しくは世帯主が死亡したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

(3) 被保険者又はその属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

(4) 被保険者又はその属する世帯の世帯主の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、広域連合長が特に必要があると認めたこと。

２　前項の規定により保険料の減免を受けようとする被保険者又は連帯納付義務者

は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前７日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の直近の支払日の７日前までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、広域連合長に提出しなければならない。

(1) 被保険者及びその属する世帯の世帯主の氏名及び住所

(2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3) 減免を必要とする理由

３　第１項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を広域連合長に申告しなければならない。

（保険料に関する申告）

第２０条　被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者は、４月１５日まで（保険料の賦課期日後に被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から１５日以内）に、被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者の所得その他広域連合長が必要と認める事項を記載した申告書を広域連合長に提出しなければならない。ただし、当該被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者の前年中の所得につき地方税法第３１７条の２第１項の申告書が市町村長に提出されている場合又は被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者が同項ただし書に規定する者（同項ただし書の条例で定める者を除く。）である場合においては、この限りではない。

（保険料の納付）

第２１条　保険料は、第５条から前条までの規定に基づき当該市町に住所を有する被保険者及び法第５５条又は第５５条の２の規定の適用を受ける被保険者に対して賦課した保険料の額を当該被保険者から市町が徴収し、その徴収した額を広域連合に納付するものとする。

（平成３０条例１・一部改正）

（市町が徴収すべき保険料の額）

第２２条　市町は、当該市町に住所を有する被保険者及び法第５５条又は第５５条の２の規定の適用を受ける被保険者から保険料を徴収する。

２　賦課期日後に被保険者が住所を有することとなった市町において徴収すべき保険料の額の算定は、当該被保険者が住所を有することとなった日の属する月から月割をもって行う。

３　賦課期日後に被保険者が住所を有しなくなった市町において徴収すべき保険料の額の算定は、当該被保険者が住所を有しなくなった日の翌日の属する月の前月まで月割をもって行う。ただし、当該市町に住所を有しなくなった日に他の市町に住所を有するに至ったときは、その住所を有しなくなった日の属する月の前月まで月割をもって行う。

（平成３０条例１・一部改正）

（延滞金の納付）

第２３条　延滞金は、被保険者から保険料を徴収する市町が当該被保険者から徴収し、その徴収した額を広域連合に納付するものとする。

第５章　雑則

（その他）

第２４条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別にこれを定める。

第６章　罰則

第２５条　広域連合は、被保険者が法第５４条第１項の規定による届出をしないとき（同条第２項の規定により当該被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。）又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、１０万円以下の過料を科する。

第２６条　削除

第２７条　広域連合は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由がなく法第１３７条第１項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、１０万円以下の過料を科する。

第２８条　広域連合は、偽りその他不正の行為により徴収猶予した一部負担金に係る徴収金その他法第４章の規定による徴収金の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の５倍に相当する金額以下の過料を科する。

第２９条　前４条の過料の額は、情状により、広域連合長が定める。

２　前４条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して１０日以上を経過した日とする。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、平成２０年４月１日から施行する。

（公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例）

第２条　当分の間、被保険者、その属する世帯の世帯主又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者であって前年中に所得税法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額（年齢６５歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けたものについては、第１５条第１項第１号から第３号までの規定中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（所得税法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第２項第１号の規定によって計算した金額から１５万円を控除した金額）」と、第１５条第１項第２号及び第３号中「同条第２項」とあるのは「地方税法第３１４条の２第２項」とする。

（令和２年度における保険料の賦課総額の算定の特例）

第３条　令和２年度における保険料の賦課総額の算定について第１３条の規定を適用する場合においては、同条中「第１５条又は第１６条に規定する基準に従い」とあるのは「令和２年度においては第１５条若しくは第１６条又は附則第４条に規定する基準に従い」とする。

（令和２年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例）

第４条　令和２年度において第１５条第１項第１号の規定が適用される被保険者（賦課期日に、当該被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令第１５条第１項第６号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない被保険者を除く。）についての第１５条第１項第１号の規定の適用については、同号中「１０分の７」とあるのは、「４０分の３１」とする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第５条　給与等（所得税法第２８条第１項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法（大正１１年法律第７０号）第３条第６項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して３日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

２　傷病手当金の額は、１日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した３月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、５円未満の端数があるときは、これを切り捨て、５円以上１０円未満の端数があるときは、これを１０円に切り上げるものとする。）の３分の２に相当する金額（その金額に、５０銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、５０銭以上１円未満の端数があるときは、これを１円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第４０条第１項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の３０分の１に相当する金額の３分の２に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

３　傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して１年６月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

第６条　新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第２項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第７条　前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

２　前項の規定により広域連合が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

（令和８年度及び令和９年度における保険料の減免の特例）

第８条　広域連合長は、令和８年度及び令和９年度の第１５条第１項第１号の区分の被保険者に係る被保険者均等割額（第５条第２項に規定する基礎賦課額に係る被保険者均等割額に限る。以下この条において同じ。）について、当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に１００分の２を乗じて得た額を減ずることができる。

附　則（平成２０年条例第９号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成２０年４月１日から適用する。

附　則（平成２１年条例第１号）

この条例は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年条例第５号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成２１年４月１日から適用する。

附　則（平成２２年条例第１号）

１　この条例は、平成２２年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成２２年度及び平成２３年度の各年度分の保険料について適用し、平成２０年度及び平成２１年度の各年度分の保険料については、なお従前の例による。

附　則（平成２２年条例第１０号）

この条例は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年条例第１号）

１　この条例は、平成２４年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成２４年度及び平成２５年度の各年度分の保険料について適用し、平成２３年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附　則（平成２４年条例第２号）

この条例は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年条例第１号）

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年条例第１号）

１　この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第９条及び第１０条の規定は、平成２６年度及び平成２７年度の各年度分の保険料について適用し、平成２５年度分までの保険料については、なお従前の例による。

３　改正後の条例第１１条及び第１５条第１項第２号及び第３号の規定は、平成２６年度以後の年度分の保険料について適用し、平成２５年度分までの保険料につ

いては、なお従前の例による。

附　則（平成２６年条例第２号）

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年条例第１号）

（施行期日）

１　この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の条例第１５条第１項第２号及び第３号の規定は、平成２７年度以後の年度分の保険料について適用し、平成２６年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附　則（平成２８年条例第１号）

（施行期日）

１　この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第９条及び第１０条の規定は、平成２８年度及び平成２９年度の各年度分の保険料について適用し、平成２７年度分までの保険料については、なお従前の例による。

３　改正後の条例第１５条第１項第２号及び第３号の規定は、平成２８年度以後の年度分の保険料について適用し、平成２７年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附　則（平成２８年条例第２号）

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年条例第１号）

（施行期日）

１　この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例は、平成２９年度以後の年度分の保険料について適用し、平成２８年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附　則（平成３０年条例第１号）

（施行期日）

１　この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第９条、第１０条、第１１条、第１５条、第２１条及び第２２条の規定は、平成３０年度以後の年度分の保険料について適用し、平成２９年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附　則（平成３０年条例第２号）

（施行期日）

１　この条例は、平成３０年８月１日から施行する。

附　則（平成３１年条例第２号）

（施行期日）

１　この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例は、平成３１年度以後の年度分の保険料について適用し、平成３０年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附　則（令和２年条例第４号）

（施行期日）

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例は、令和２年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附　則（令和２年条例第５号）

（施行期日）

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例は、令和２年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附　則（令和２年条例第６号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第５条から第７条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和２年１月１日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

附　則（令和３年条例第１号）

この条例は、令和３年２月１３日から施行する。

附　則（令和４年条例第１号）

（施行期日）

１　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例は、令和４年度以後の年度分の保険料について適用し、令和３年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附　則（令和５年条例第１号）

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例は、令和５年度以後の年度分の保険料について適用し、令和４年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附　則（令和６年条例第２号）

（施行期日）

第１条　この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　この条例による改正後の福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和６年度以後の年度分の保険料について適用し、令和５年度分までの保険料については、なお従前の例による。

第３条　令和６年度において、福井県後期高齢者医療広域連合が被保険者（次の各号のいずれかに該当する者に限り、次条の適用を受ける被保険者を除く。）に対して課する保険料の賦課限度額については、改正後の条例第１１条中「８０万円」とあるのは、「７３万円」とする。

(1)　昭和２４年３月３１日以前に生まれた者

(2)　令和７年３月３１日以前に高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）第５０条第２号の認定を受け、被保険者の資格を有している者（前号に掲げる者及び昭和２４年４月１日から昭和２５年３月３１日までに生まれた者で７５歳に達した後に、当該認定を受けた後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有しなくなったものを除く。）

附　則（令和６年条例第２号）

（施行期日）

１　この条例は、令和６年１２月２日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の第１８条第１項の規定は、令和６年度分の保険料のうち令和６年１２月以後の期間に係るもの及び令和７年度以後の保険料について適用し、令和６年度分のうち令和６年１１月以前の期間に係るもの及び令和５年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

３　この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和６年政令第２６０号）第１０条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（令和８年条例第４号）

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和８年度以後の年度分の保険料について適用し、令和７年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附　則（令和８年条例第５号）

この条例は、令和８年４月１日から施行する。